



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 ブロッコリー
代表者名 代表取締役社長 上田 陽史
(JASDAQ コード 2 7 0 6)
問合せ先 取締役管理本部長 渡邊 朋浩
(TEL 03 - 5946 - 2824)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年5月29日に開催を予定している第15期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開に備え、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。
(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり)
1. ~ 1 2. (条文省略)	1. ~ 1 2. (現行どおり)

<p>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p><u>13. (条文省略)</u></p> <p>(発行可能株式総数及び株券の発行) 第5条 (条文省略) <u>2 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し) 第8条当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(基準日) 第10条当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 2 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) 2 (条文省略)</p>	<p><u>13. 音楽ソフトの企画及び制作</u> <u>14. 音楽著作物の著作権管理</u> <u>15. 作曲家・編曲家のマネージメント</u> <u>16. 演奏家のスケジュール管理</u> <u>17. 演奏会等の音楽関連イベントの受託運営</u> <u>18. 楽譜の出版</u> <u>19. (現行どおり)</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(単元株式数) 第7条当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第8条当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(基準日) 第10条当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 2 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p>
--	---

<p>3 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。</p> <p>(新設)</p>	<p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。</p> <p><u>附則</u> <u>第1条</u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わ<u>ない。</u> <u>第2条</u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日をもって前条及び本条を削除する。</p>
--	---

以上